

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) いがわあけみこうえんかい

1 政治団体の名称 井川あけみ後援会

2 主たる事務所の所在地 山口県下松市来巻885番の1

3 代表者の氏名 原田 治夫

4 会計責任者の氏名 山本 朋由

事務担当者の氏名

平山 正文

(電話) 090-4145-9779

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,000,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,000,000
支 出 総 額	2,974,712
翌年への繰越額	25,288

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,000,000	✓
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,000,000	✓
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,000,000	✓

(その7) /

(7) 寄 附 の 内 訳 /				寄附者の区分	1. 個人 ✓	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	井川 明美	1, 500, 000	R6/1/3	山口県下松市楠木町1-9-23	会社役員	
2	井川 悦子	1, 500, 000	R6/1/5	山口県下松市来巻885番の1	無職	
3	/		/	/	/	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	3, 000, 000	✓			
	そ の 他 の 寄 附					
	合 計	3, 000, 000	✓			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	137,497		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
(4) 事 務 所 費	893,181		
小 計	1,030,678	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,557,529		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	386,505	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	386,505		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,944,034	0	
合 計	2,974,712		

(その15)✓

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費 ✓	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	郵便発送代	83,877	R6/2/7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	封筒印刷代	289,300	R6/2/15	株式会社アドワン	山口県下松市栄町3-4-5	
3	リーフレット作成費	264,000	R6/2/26	株式会社山口サイン	山口県周南市大字中村3422番	
4	はがき印刷代	213,600	R6/4/22	株式会社新周南新聞社	山口県周南市栗屋二葉屋開作1035-18	
5	はがき作成代	75,460	R6/4/22	睦美マイクロ株式会社	山口県下松市豊井1364番地	
6	リーフレット作成費	165,000	R6/4/22	株式会社山口サイン	山口県周南市大字中村3422番	
7	名刺印刷代	50,600	R6/4/22	株式会社アドワン	山口県下松市栄町3-4-5	
8	郵送代	308,316	R6/7/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	✓		✓	✓	✓	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,450,153	✓			
	そ の 他 の 支 出	107,376				
	合 計	1,557,529	✓			

✓

(その15) ✓

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費 //	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	立ち看板のぼり旗たすき代	148,555	R6/2/21	株式会社イワサキ公房	山口県周南市相生町2-18	
2	街宣車看板横断幕代	111,450	R6/4/18	株式会社イワサキ公房	山口県周南市相生町2-18	
3	事務所立看板代	126,500	R6/4/22	有限会社サインランド	山口県下松市潮音町3丁目18-22	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	386,505	✓			
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	386,505	✓			

✓

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 24 日

政治団体の名称 井川あけみ後援会

会計責任者の氏名 山本朋由 

代表者の氏名
(解散の場合に限る。)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。